別添（　　　）

液化石油ガス保安規則第１９条に定める技術上の基準についての対応状況

（容器貯蔵の方法に係る技術上の基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠条項 | 関連条項 | 項目 | | 内容 | 対応状況 |
| １９条  ２号イ |  | 船・車両への積載 | | 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 | 船、車両等に積載  （する・しない） |
| ロ |  | 通風 | | 貯蔵は、通風の良い場所ですること。 | 換気の場所及び能力は  別添（　　　　） |
| ハ |  | 一般複合容器等の期限 | | 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの貯蔵に使用しないこと。 | 一般複合容器等を  （置く・置かない） |
| ニ | 第６条  第２項  第７号イ | 容器置場及び充てん容器等 | 充填・残ガス容器の区分 | 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。 | 残ガス容器を  （置く・置かない） |
|  | ロ | 置くことができる物 | 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。 | 計量器等作業に必要な物以外を  （置く・置かない） |
|  | ハ | 火気、引火又は発火性の物との距離 | 容器置場の周囲二メートル以内においては、下記の使用を禁じ、かつ、引火性もしくは発火性のものを置かない子と。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。 | 容器置場の周囲２メートル以内において、  火気の使用を  （する・しない）  引火性又は発火性の物を  （置く・置かない） |
|  | ニ | 温度の制限 | 充填容器等は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十一条第四号ハ、第四十八条第二号、第四十九条第二号及び第五十八条第五号において同じ。）以下に保つこと。 | ※温度計の設置場所は、  別添（　　　　） |
|  | ホ | 転落・転倒等の防止 | 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 | 容器の固定方法は、  別添（　　　　） |
|  | ヘ | 燈火 | 容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。 | 携帯電燈以外の燈火を携えて  （入る・入らない） |